

川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方 概要版

序章 近年の動物行政を取り巻く環境変化

少子高齢化や世帯人数の減少などの社会情勢の変化に伴い、家族の一員として動物を飼養する家庭が増加する一方で動物の遺棄や虐待、不適正な飼養管理に伴う近隣への迷惑行為など、さまざまな問題が発生しています。

1 動物愛護管理法の改正等

- (1) 平成23年政省令改正.....動物取扱業の規制強化
- (2) 平成24年法改正.....動物愛護取扱業の適正化(第一種・第二種動物取扱業、犬猫販売業の特例の創設) 逸走防止・終生飼養・繁殖に係る適正な措置の努力義務の追加、災害対策の強化等
- (3) 平成25年条例改正.....逸走防止・災害対策・飼い猫の屋内飼養等努力義務の追加、動物の引取りを拒否できる要件の追加等

2 災害対応

東日本大震災における被災動物等の課題...引取り犬や放浪犬等の収容場所、同行避難の可否、被災動物の保護 動物愛護団体等との連携・協働

3 感染症対策等

東南アジアにおける高病原性鳥インフルエンザの発生

第1章 川崎市の動物行政に係る法令の執行状況等と課題

動物行政に関する法令としては、「狂犬病予防法」、「動物愛護管理法」、「川崎市動物愛護管理条例」、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等があり、生活衛生課・動物愛護センター・区役所が連携しつつ、適切な役割分担を行いながら、必要に応じて、動物愛護ボランティアや動物病院等の協力を得て、取組を進めています。

関係機関の主な役割

	生活衛生課	動物愛護センター	区役所
狂犬病予防法	企画調整	○	
	畜犬原簿管理		○
	鑑札済票交付	○	○
	飼い主指導		○
	普及啓発	○	○
動物愛護管理法	企画調整	○	
	犬の捕獲	○	○
	動物の引取り、保護	○	○
	動物の収容、返還、譲渡	○	
	動物に係る苦情相談	○	○
	飼い主指導	○	○
	動物取扱業の適正化		○
	特定動物の適正管理	○	○
普及啓発	○	○	
鳥獣保護法	企画調整	○	
	鳥獣の捕獲・飼養の許可	○	
	移入有害鳥獣捕獲支援	○	
	鳥インフルエンザ検査	○	
	普及啓発	○	○

法令ごとの状況と課題

- <狂犬病予防法>**
 - 犬の登録頭数の増加と狂犬病予防注射率の低下
 - ・登録・注射の義務等の普及啓発
- <動物愛護管理法と動物愛護管理条例>**
 - 動物愛護に関する普及啓発
 - ・動物愛護フェア・しつけ教室等の開催
 - 動物の適正飼養に関する普及啓発
 - 動物の殺処分がなくなることを目指した取組
 - ・終生飼養の徹底・不妊去勢手術の指導
 - 負傷動物の収容削減に向けた取組
 - ・動物の逸走防止・猫の室内飼養指導
 - 放浪犬の捕獲・収容
 - ・飼い主に対する係留義務の周知
 - 動物に関する苦情相談と指導
 - ・社会的責任・近隣への配慮等及び適正飼養の啓発
 - 動物愛護団体と連携した収容動物の殺処分削減に向けた取組
 - ・動物愛護団体及びボランティア等との協働
 - 動物取扱業及び特定動物の規制
 - ・定期的な立入検査・講習会の開催
- <鳥獣保護法等>**
 - 野生動物による生活環境被害
 - ・市民に対する助言や正しい知識の普及啓発
 - 高病原性鳥インフルエンザ対応
 - ・県及び関係機関と連携した発生時対応の構築
- <災害への備え>**
 - 動物救援本部・動物救護センターの設置準備
 - 物資(ペットフードやケージ等)の備蓄

第2章 動物愛護センターの現状と課題

1 動物愛護センターの状況

- ・動物愛護センターは、中原区との区境に近い、高津区蟹ヶ谷に位置し、用途地域は、第一種中高層住居専用地域であり、建築基準法上の畜舎に該当することから、同法に基づく建物の用途規制により現地建替えには様々な課題があります。
- ・殺処分数を削減し譲渡を推進しているため、保管頭数が増加し、収容スペースが不足している状況です。
- ・放浪犬の捕獲や負傷動物等の保護を行っているため管轄区域は、全市に及んでいます。

【動物愛護センターの所在地等】

所在地	高津区蟹ヶ谷119番地	竣工年	昭和49年4月(39年経過)
建築構造	鉄筋コンクリート2階建		
台帳地積	1,282.64㎡		
建築面積	316.88㎡	延床面積	609.33㎡

2 市民の動物愛護センターへの要望事項

(「平成24年度第1回 かわさき市民アンケート」から)

「野良猫等の不妊去勢手術の実施」(36.1%)や、「飼い主のいない動物の譲渡」(34.5%)がおおよそ35%と高い割合であるほか、「災害時に動物救護センターを設けて動物の保護収容」(29.8%)、「犬・猫のしつけ教室」(28.9%)が3割弱となっています。

不妊去勢手術や譲渡など、動物の適正管理を行うこととあわせ、災害時の対応や動物による迷惑の防止など、飼い主への普及啓発が求められています。

3 動物愛護センターの課題と再編整備の必要性

動物愛護センターは、本市の抱える様々な動物行政の課題に対応していく必要がありますが、次の理由から困難となっており、対応が可能となるよう、新たな動物愛護センターの用地等の検討を早急に進め、再編整備に向けた取組を推進していく必要があります。

(1) 施設の狭あい化

- ・収容動物の殺処分数の減少を図るため、動物の譲渡を推進しており、施設に保管する動物数が増加傾向にあります。動物を適切に飼養管理しておくスペースが確保できない状況にあります。
- ・感染症の拡大を防ぐための検疫室や隔離室がなく、収容動物等に感染が拡大するリスクもあります。
- ・講習会や、研修・市民団体の活動のスペースも確保できていません。

(2) 施設の老朽化

- ・建設から39年が経過し、老朽化が顕著となっています。また、設備等の故障や破損により適切な環境で動物を収容することが困難となっています。
- ・動物に係る治療や手術を行う診療設備が老朽化しているため十分な医療を実施することが難しい状況にあります。

<動物愛護センターに求められる機能>

開設当初

犬・猫等の収容
返還・処分施設

現在

動物愛護と適正な取り扱いに関する普及啓発の拠点施設

動物愛護センターに求められる機能は、「犬猫の収容・返還・処分施設」から「動物愛護と適正な取り扱いに関する普及啓発の拠点施設」へと変化してきましたが、建物設備の老朽化・狭あい化等により、十分にその役割を発揮しづらい状況となっています。

また、動物愛護に対する市民意識の高まりの中、動物愛護の普及啓発の一層の推進とあわせ、収容された動物の良好な環境を確保することが求められています。

第3章 今後の動物行政の方向性と動物愛護センター

当初は、動物から人間への危害の防止に重点を置いた動物行政が展開されてきましたが、環境変化等に応じて、動物愛護の気風の高揚や、動物による迷惑防止など、動物の飼い主への指導や普及啓発などが重要となってきました。

あわせて、動物を飼養していない市民についても、動物の習性、生態や動物由来感染症に係る情報発信を積極的に行うことが求められるようになってきています。

こうした状況を踏まえ、今後の動物愛護行政は下に示したような方向性で進め、動物愛護センターは多様な主体(市民・企業・ボランティアなど)と連携・協働しながら、動物行政に係る具体的な取組みを实践する拠点として再編していきます。

動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する地域社会の実現をめざす

【今後の動物行政の視点】

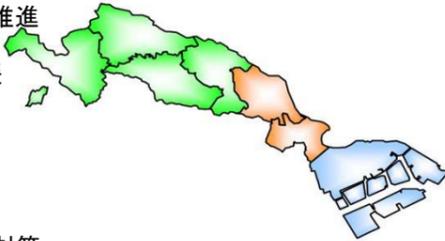
- ① 動物に係る多様な主体との連携・協働による取組の推進
- ② 飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実
- ③ 動物に係る危機管理対策の推進

I 動物愛護の普及啓発の推進

- (1) 教育現場等での普及啓発
- (2) ボランティア等の活動支援

III 動物由来感染症対策

- (1) 狂犬病予防対策
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ対策



II 動物の適正管理の推進

- (1) 動物の適正飼養指導
- (2) 動物の収容・返還・譲渡
- (3) 遺棄・虐待の防止
- (4) 所有明示
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 特定動物の適正管理
- (7) 野生動物に係る助言指導

IV 災害対策の推進

- (1) 災害時の動物救護対策
- (2) 救護場所等の確保
- (3) 備蓄物品の確保
- (4) 飼い主への普及啓発

【動物愛護センター】

多様な主体(市民・企業・ボランティアなど)と連携・協働しながら具体的な取組を实践する拠点として再編

1 今後の動物行政の視点

① 動物に係る多様な主体との連携・協働による取組の推進

- 動物愛護団体やボランティア等との連携による譲渡推進
- (公社)川崎市獣医師会への動物関係業務の一部委託
- 災害時における関係団体との協力体制の整備

② 飼い主等への終生飼養の推進と行政によるサポートの充実

- H24動物愛護管理法改正に即した終生飼養の指導による動物の引取り件数等の削減
- やむを得ない場合に動物の引取りを行った場合の譲渡促進

③ 動物に係る危機管理対策の推進

- 高病原性鳥インフルエンザなど、新たな動物由来感染症への対応
- 災害発生時への対策の推進

2 今後の動物行政の方向性と取組

I 動物愛護の普及啓発の推進

(1) 学校・地域・家庭等での普及啓発

- 学校や保育園、地域の自主育児グループ等様々な対象への普及啓発

(2) ボランティア等の活動支援

- 市役所業務の補完・活動の推奨・情報提供や活動拠点の提供など
- 講習会の開催等による市民ボランティア等の育成

II 動物の適正管理の推進

(1) 動物の適正飼養指導

- 講習会や犬のしつけ教室等の開催・動物の譲渡前講習会と、譲渡時講習会の実施
- 「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」の普及啓発
- 不妊去勢手術の推進

(2) 動物の収容・返還・譲渡

- 収容動物・譲渡動物の公開
- 動物愛護団体やボランティアと連携した譲渡の取組

(3) 遺棄・虐待の防止

- 不妊去勢手術の推進や安易な飼養の抑制等により終生飼養の徹底
- 警察等関係機関との連携

(4) 所有明示

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び鑑札装着
- マイクロチップ装着等の所有者明示措置の徹底

(5) 動物取扱業の適正化

- 動物取扱業者に関する係るトラブルや苦情件数の減少を目指し、監視・指導や研修の実施
- 動物の適正飼養や遺棄の防止の観点から動物取扱業者による販売時の事前説明の徹底

(6) 特定動物の適正管理

- 飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、所有者明示措置等の法令順守を指導

(7) 野生動物に係る助言指導

- 市内に生息する野生動物の生態・習性を普及啓発
- 野生動物に起因する生活環境被害防止に関する助言・指導

III 動物由来感染症対策

(1) 狂犬病予防対策

- 平常時・正しい知識の普及啓発、予防注射や鑑札・注射済票の装着の指導
- 発生時・関係機関と協力し迅速かつ的確な対応

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

- 平常時・情報収集、死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査
- 発生時・関係機関と協力し迅速かつ的確な対応

IV 災害対策の推進

(1) 災害時の動物救護対策

- 関係団体やボランティア等と連携して、負傷動物の保護や飼い主不明の動物の保護などの動物救護活動が行える体制の整備

(2) 救護場所等の確保

- 多くの被災動物等を収容するため複数の動物救護センターが必要

(3) 備蓄物品の確保

- 被災動物等の収容に係るケージやペットフードの備蓄

(4) 飼い主への情報発信

- 避難場所の確認・動物の非常食の備蓄・同行避難の際の管理方法・必要なしつけ・不妊去勢手術等
- 災害に対し普段から備えておくべき事項、緊急時にとるべき措置等についての情報発信

第4章 動物愛護センターの再編整備のあり方

今後の動物行政の方向性を踏まえ、動物愛護センターについては、多様な主体と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点となるよう再編整備を進めます。

【動物愛護センターの再編整備の考え方】

多様な主体と、連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点として再編

【再編整備の基本的な方向性】

- ① 市民が親しみやすい施設とすること
- ② 周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること
- ③ 参加・協働による取組を推進する施設として整備すること
- ④ 市内の他の動物収容施設に対する先導的な施設として整備すること
- ⑤ 災害時等にも適切な対応ができる施設として整備すること



【主な機能と事業】

I 動物に係る情報発信の拠点

- ・動物に関する学習の場の提供
- ・動物愛護教室や飼育体験教室等の実施
- ・人と動物がふれあう場の提供
- ・動物に係る情報の交換や発信の場の提供

II 動物の適正管理の拠点

- ・収容動物の返還・譲渡の推進
- ・犬のしつけ教室や各種講習会の開催
- ・返還時における飼い主への指導
- ・不妊去勢手術や所有明示措置
- ・ペット動物や野生動物に関する情報の発信など

III 動物由来感染症対策の拠点

- ・動物由来感染症の調査・研究
- ・犬の狂犬病鑑定
- ・死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査の実施
- ・動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発など

IV 災害時対応の拠点

- ・災害時の物資の備蓄機能
- ・被災動物の情報収集及び収容など

V 多様な主体との協働による取組の拠点

- ・多様な主体が協働するプラットフォームづくり
- ・ボランティアの活動支援

連携・協働

獣医師会

動物病院

動物関連企業

区役所

動物愛護団体

ボランティア

<多様な主体との協働>

- 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発のために、獣医師会、動物関連企業、動物愛護団体ボランティア等の多様な主体との協働のあり方について検討します。
- 警察などの関係機関や他都市の動物愛護センターとの連携・協力をを行います。

1 動物愛護センターの目的等

(1)動物愛護センターの目的

動物の適正管理とともに、動物愛護の普及啓発を図り、人と動物が共生する地域社会の実現を図るため、多様な個人・団体等と連携・協働しながら、具体的な取組を実践する拠点として再編整備

(2)動物愛護センターの対象

- 取り扱う動物 犬・猫等の家庭動物・野生動物等
- 利用対象者 動物の飼い主、飼養希望者、動物愛護団体、ボランティア、学校・幼稚園・保育園等の児童や園児、家族連れ、高等教育機関の実習生、動物取扱業者 など

(3)施設整備の基本的な方向性

- ① 市民が親しみやすい施設とすること
市民が気軽に訪れ、人と動物がふれあうとともに、動物について正しい知識を学習できる開放的な施設
- ② 周辺の生活環境と調和する、環境にやさしい施設とすること
収容する動物の臭いや鳴き声などに対する必要な対策を講じ、周辺の生活環境に調和した施設
- ③ 参加・協働による取組を推進する施設として整備すること
市民がボランティア活動に関する知識や技術を学習したり、情報の交換や発信を行うなど、譲渡事業、普及啓発事業等さまざまな場面で、市民の自主的な活動を総合的に支援する参加・協働の拠点
- ④ 市内の他の動物関係施設に対する先導的な施設として整備すること
動物取扱業者に対して指導を行っている立場であることを踏まえ、他施設に対する先導的な施設
- ⑤ 災害時等にも適切な対応ができる施設として整備すること
非常時の連絡手段の確保や太陽光発電などの再生可能エネルギーとともに、非常用発電機や、蓄電池の導入など非常時にも一定の対応が可能となる施設

2 立地の条件・施設規模

動物愛護センターは、次の条件を基本として用地等の検討を早急に進め、基本計画等の作成に取り組んでいきます。

- 建築基準法の用途に適合した畜舎が建設可能な地域であること。
- 市内における放浪犬の捕獲や負傷動物の保護に支障をきたさないこと。
- 動物愛護教育を行うこと、ボランティアの活動拠点となることなどから、公共交通機関の利用が可能な場所であること。
- 可能な限り公有地の活用を前提とし用地の確保を検討すること。

3 多様な主体との連携

